



# 令和6年度採用尼崎市会計年度任用職員 募集案内

## ● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内<sup>(※1)</sup>と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定<sup>(※2)</sup>が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続2回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

## ● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

### 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～生活保護関連業務に主に従事する職員～

#### 医療・介護等事務員

##### 1 応募受付期間

- (1) 期間 随時募集
- (2) 備考 郵送のみで受付

##### 2 応募条件

- (1) 次の要件を満たしていること。

社会福祉主事任用資格を有し、Microsoft Wordによる文書作成やMicrosoft Excelによる基本的な表作成、電子メールの送受信等の操作ができ、次のいずれかに該当する者。

- ア 行政機関における医療や福祉に関わる事務の実務経験が1年以上あること。
- イ 医療機関において医療に関わる事務の実務経験が1年以上あること。
- ウ 企業又は団体において医療に関わる実務経験が1年以上あること。

※ 合格（内定）した場合で、内定月末日までに証明できる書類の提出がなければ、合格（内定）を取り消す。

※ 大学又は短期大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目から3科目以上を修めて卒業した者、全国社会福祉協議会が経営する中央福祉学院の社会福祉主事資格認定通信課程又は日本社会事業大学の通信教育科社

会福祉主事養成課程を修了した者。

社会福祉士、又は精神保健福祉士等(社会福祉法第 19 条)

(2) 地方公務員法第 16 条各号の規定(欠格条項: 下記参照)に該当しない。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (ウ) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 応募方法

必要書類(各 1 部)を下記住所へ郵送して下さい。

なお、随時募集のため毎月 15 日前後に締切ります。15 日前後に応募する際は、電話で事前にお問い合わせください。

(1) 尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験申込書

(2) 【資格確認のために必要な書類】

ア 社会福祉主事任用資格が確認できる書類

イ 応募条件の(1)ア～ウに関する実績経験が 1 年以上あることの証明できる書類

### 4 採用予定日

試験実施日の原則、翌月 1 日(任用予定日は調整します。)

### 5 採用予定人数

1 名

### 6 勤務条件

(1) 任期

試験実施日の原則、翌月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(月)

再度の任用については、会計年度任用職員人事給与事務要覧(非常勤行政事務員用)に準ずる。

(2) 条件付採用期間

採用日から 1 ヶ月間(勤務日数が少ないときなどは 1 ヶ月を超える場合あり)

(3) 勤務場所

南部保健福祉センター(出屋敷リベル)

(4) 職務内容

ア 保健福祉管理課において実施する医療扶助に係る支払関係事務

イ 嘱託医審査に関する医師意見書の確認及び整理

ウ その他、所属長等が指示する業務

(5) 勤務時間

ア 始業時刻 午前 9 時

イ 終業時刻 午後5時30分

ウ 休憩時間 正午から午後1時まで

エ 勤務を要しない日等

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、月曜日から金曜日のうち1日（所属長が指定）、年末年始（12月29日～翌1月3日）

オ その他

公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

### (1) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

### (2) 給与等

ア 報酬月額 158,620円～172,590円（令和6年度）

※年齢や年度により額が異なる給与体系となっています。

イ 期末・勤勉手当 6月及び12月に支給（予定）

年間最大4.5月（令和6年度の予定月数）

ウ 通勤代

自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

### (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

### (4) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

### (5) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

### (6) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱、要覧、その他の定めなどを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

## 7 採用試験

### (1) 試験日時・場所・内容

申込書など受付後に別途調整します

南部保健福祉センター 会議室

(2) 持参品 受験票・えんぴつ・黒のボールペン・消しゴム

(3) 試験内容 筆記試験（小論文）及び面接試験

(4) 結果発表 内定者のみ電話で連絡し、その後郵送で通知する。不合格者については郵送する。（予定）

※合格者には健康診断を受診していただく予定です。

## 8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

## 9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市 福祉局 南部保健福祉センター南部保健福祉管理課

〒660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地

出屋敷リベル5階

TEL (06) 6415-6196 fax (06) 6430-6801

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/bosyu/1019436/index.html>

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。  
【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】  
(トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集)